

保健医療計画について

1 医療計画について

- ・ 医療計画は、各都道府県が、国が定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。（医療法第30条の4第1項）
- ・ 現在、「社会保障・税一体改革」に基づき、各都道府県において平成25年4月から適用となる新医療計画を策定しているもの。
- ・ 本県においては、現行の「保健福祉計画保健医療編」（対象期間：平成20年度から平成24年度）を見直し、「保健医療計画」として策定作業を行っているところ。

2 計画策定における周産期医療分野の位置付け

- ・ 医療計画において定めるべき事項の一つとして、周産期医療が掲げられていること。（医療法第30条の4第2項）
 - ・ 国の策定指針（「医療計画について」（平成24年3月30日付医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知））においては、「周産期医療体制整備指針」等を考慮に入れつつ策定するよう指示が出ているところ。
※ 周産期医療体制整備指針…平成22年1月26日付医政発0126第1号厚生労働省医政局長通知
- 周産期医療体制整備指針に基づき、本県では「岩手県周産期医療体制整備計画」（平成23年2月）を策定しており、今回の医療計画についても、現行医療計画に加え、当該計画を考慮しつつ策定を行っているところ。

3 策定スケジュール

- ・ これまで、岩手県医療審議会医療計画部会（過去5回開催）等における議論を踏まえ、計画案の策定を進めてきたもの。
- ・

本協議会においては、計画案について、医療検討体制や医療機関に求められる機能、数値目標等について検討していただき、忌憚のない御意見を頂戴し、計画に反映していきたいと考えているもの。

- ・ 今後、県医療審議会（医療計画部会）やパブリックコメントでの検討を経て、平成25年3月の策定を目指しているもの。

添付資料 ※については周産期医療関係部分の抜粋であること。

資料 4 - 1 保健医療計画 (案) ※

資料 4 - 2 保健医療計画 (周産期医療関係部分) 新旧比較表

参考資料 1 保健福祉計画保健医療編 (現行の医療計画 平成 20 年 4 月策定、平成 20 年度～平成 24 年度) ※

参考資料 2 岩手県周産期医療体制整備計画 (平成 23 年 2 月策定)

参考資料 3 周産期医療の体制構築に係る指針 (平成 24 年 3 月 30 日付医政発第 0330 第 28 号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」からの抜粋)